

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第百十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年四月二十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県狭山市大字北入曽字三芳野五百九十番の一部、五百九十二番の一部及び六百十三番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに水銀及びその化合物

害物質の種類

鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

別図

